

沿岸漁業における太平洋クロマグロの資源管理の方向性

1 2015年以降の資源管理について

(1) 「中西部太平洋まぐろ類委員会 (WCPFC) 第11回 年次会合」(12/1~12/4) の結果
本年9月に開催された北小委員会で合意された保存管理措置提案が採択

【保存管理措置の主な概要】

- ①歴史的最低水準付近にある親魚資源量(約2.6万トン)を2015年からの10年間で歴史的中間値(約4.3万トン)まで回復させることを当面の目標。
- ②30キログラム未満の小型魚の漁獲量を2002~2004年平均水準から半減(WCPFC全体で4,725トン、うち我が国が4,007トンに削減)。
- ③30キログラム以上の大型魚の漁獲量を2002~2004年平均水準から増加させないためのあらゆる可能な措置を実施(WCPFC全体で6,591トン、うち我が国は4,882トン)。

(2) 日本としての資源管理の取組手法について

- ①30キロ未満の小型魚の漁獲量を2002~2004年平均漁獲実績8,015トンから半減の4,007トンを漁獲上限。
- ②大中型まき網漁業については、2,000トンを操業海区単位で管理。
※並行して日本海の産卵期の漁獲管理について検討。
- ③その他の沿岸漁業等については漁獲量の報告体制を整備し、2,007トンを全国6ブロックに分け、ブロックごとに上限を設けて漁獲量をモニタリングするとともに、ブロックごとの漁獲状況を各県にフィードバック。
日本海北部：506トン 太平洋北部：249トン 日本海西部：119トン
太平洋南部：253トン 瀬戸内海：6トン 九州西部：749トン
※このほか、近海竿釣り漁業等106トン、水産庁留保分19トン
※6ブロックは広域漁業調整委員会の区分を基本(但し、石川県は日本海北部)

2 鳥取県内の状況

(1) 水産庁による浜周り(平成26年5月29日)

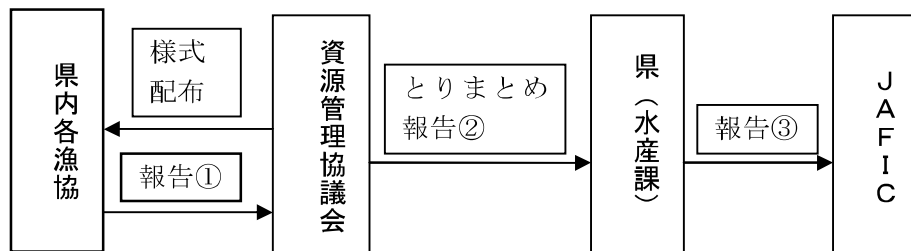
鳥取県資源管理実践協議会において、水産庁職員(漁業調整課竹越企画官)が太平洋クロマグロの資源管理の状況等について説明。

(2) 県から漁協個別説明(平成26年10月~平成27年1月)

WCPFCの小委員会が終了し、資源管理の方向性が固まりつつある時期に県から各漁協に資源管理の方向性や漁獲量のモニタリング等について説明。

(3) 漁獲量のモニタリング体制構築(平成26年12月~)

県と資源管理協議会で協議の上、概ね10日おきの報告体制を構築した。



沿岸くろまぐろ漁業について

1 平成26年沿岸くろまぐろ漁業の漁獲状況について

(1) 広域調整委員会指示による承認制（釣り、曳き縄）

・鳥取県分651隻承認（全国16, 181隻）

・平成26年漁獲実績 14隻 合計207kg（全て30kg未満）
（田後22kg、網代20kg、賀露165kg）

(2) その他の漁法による漁獲実績

・定置網 合計414kg
（30kg未満：272kg、
30kg以上：142kg）

	30kg未満	30kg以上
県漁協浦富支所	176.6	142.0
県漁協夏泊支所	92.4	0
県漁協御来屋支所	3.0	0
計	272.0	142.0

(3) 合計 621kg（承認制 207kg 定置網 414kg）

2 平成27年沿岸くろまぐろ漁業の承認制について

(1) 承認制の概要（日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第41号）

【昨年との変更点】

- ・平成26年12月31日時点で承認を受けている者に平成27年1月1日からの承認証を交付し、改めての申請は必要なし。
- ・承認期間は、平成27年1月1日から平成28年12月31日までの2年間。

①承認の概要

「日本海・九州西海域」で「沿岸くろまぐろ漁業」を営む場合、委員会の承認を受ける必要があり、また、漁獲実績報告書の提出を義務づける。

②承認対象者

「沿岸くろまぐろ漁業」（動力漁船を用いて、日本海・九州西海域でくろまぐろをとることを目的とする漁業）を営もうとする者。

ただし、漁業権に基づく漁業（定置漁業等）、大臣許可・届出漁業等は承認申請不要。

(2) 承認者数

鳥取県分については、647名（651隻）が承認を受けた。（昨年と同じ）

漁協内訳	承認者数
田後漁協	68
鳥取県漁協	507
中部漁協	50
赤碕町漁協	22
県計	647

太平洋クロマグロの資源状況と 管理の方向性について

※平成26年11月18日に開催された、第24回日本海・九州西広域漁業調整委員会の配付資料

※関係ページを抜粋し、平成26年12月11日水産庁の通知に合わせ漁獲上限数値を一部修正した。

平成26年11月
水産庁

2. 日本としての資源管理の取組手法について

- 30キロ未満の未成魚の漁獲量を2002-2004年平均漁獲実績8,015トンから半減の4,007トンを漁獲上限とする。
- 漁業種類別の漁獲上限は最近の漁獲実績を踏まえると、
 - ① 大中型まき網漁業で2,000トン、
 - ② その他の沿岸漁業等（曳き縄、定置網等）で2,007トン。
- 大中型まき網漁業については、2,000トンを操業海区単位で管理。
※並行して日本海の産卵期の漁獲管理について検討。
- その他の沿岸漁業等については漁獲量の報告体制を整備し、2,007トンを全国6ブロックに分け、ブロックごとに上限を設けて漁獲量をモニタリングするとともに、ブロックごとの漁獲状況を各県にフィードバック。
 - ①日本海北部 410トン^{506t} ②太平洋北部 285トン^{249t}
 - ③日本海西部 105トン^{119t} ④太平洋南部 245トン^{253t}
 - ⑤瀬戸内海 50トン^{6t} ⑥九州西部 785トン^{749t}

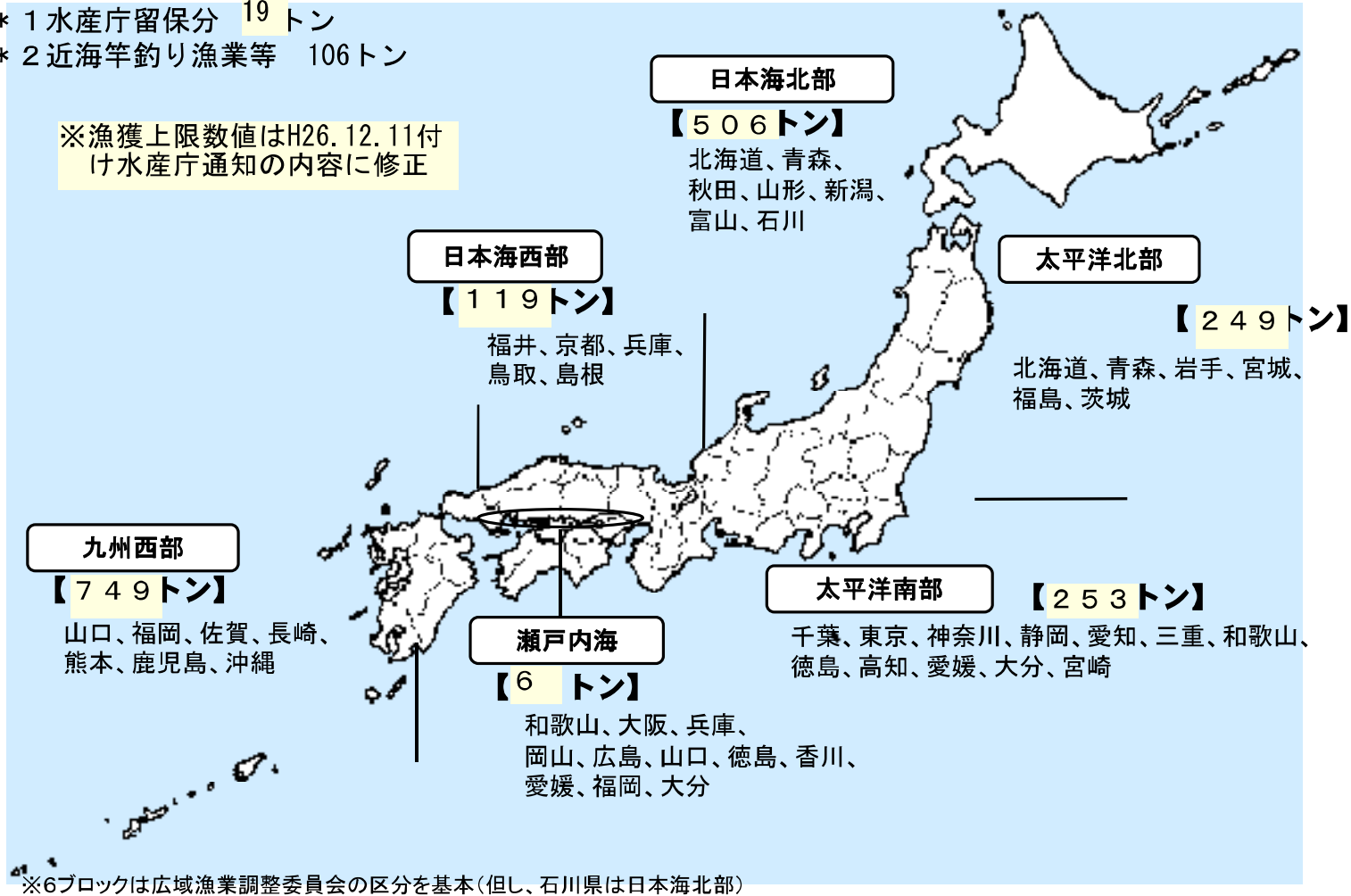
※このほか、近海竿釣り漁業等106トン、水産庁留保分21トン^{19t}

※6ブロックは広域漁業調整委員会の区分を基本（但し、石川県は日本海北部）

【全体合計：2,007トン】（その他の沿岸漁業等）

- * 1 水産庁留保分 19トン
- * 2 近海竿釣り漁業等 106トン

※漁獲上限数値はH26.12.11付け水産庁通知の内容に修正



3. 管理年の考え方について

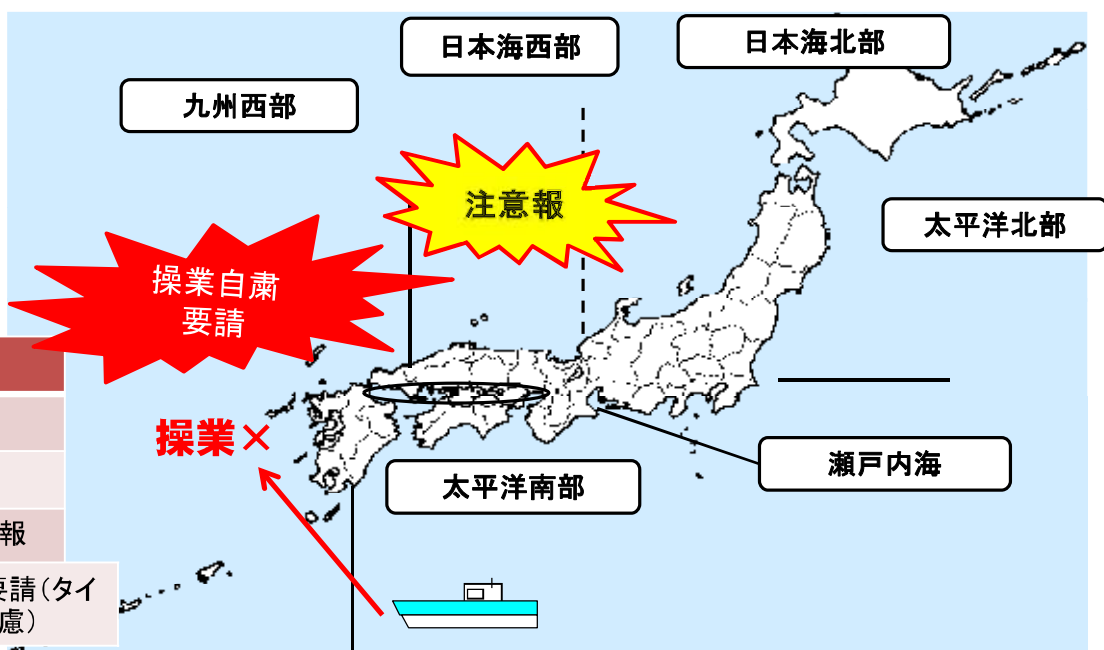
- 管理の開始は平成27年（2015年）1月1日より実施。まき網は暦年で、その他の沿岸漁業等は、毎年7月1日から翌年6月30日（日本海北部は毎年4月1日から翌年3月31日）までの一年単位で管理。
- なお、来年に限っては27年1月1日から28年6月30日（日本海北部は28年3月31日）までを一体的に管理。
- この場合の漁獲上限は、27年1月1日から6月30日（日本海北部は3月31日）までの漁獲上限（当該期間の月割り相当の漁獲上限）と27年7月1日から28年6月30日（日本海北部は27年4月1日から28年3月31日）までの漁獲上限の和。

	H27年(2015年)												H28年(2016年)												H29年(2017年)											
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
◎WCPFCの管理年 1/1～12/31	← 4,007トン →												← →												← →											
○まき網 1/1～12/31	← 2,000トン →												← →												← →											
○流し網・竿釣り ・7/1～6/30 ・106トン	← →												← 159トン →												← →											
○日本海北部 ・4/1～3/31 ・410トン 506トン	← 625トン →												← 452トン →												← →											
○日本海西部 ・7/1～6/30 ・105トン 119トン	← 150トン →												← 173トン →												← →											
○太平洋北部 ・7/1～6/30 ・265トン 249トン	← 346トン →												← 400トン →												← →											
○太平洋南部 ・7/1～6/30 ・245トン 253トン	← 382トン →												← 260トン →												← →											
○瀬戸内海 ・7/1～6/30 ・50トン 6トン	← 10トン →												← 86トン →												← →											
○九州西部 ・7/1～6/30 ・785トン 749トン	← 1,269トン →												← 1,002トン →												← →											
・資源評価(参考)	← →												← →												← →											

※平成27年を上記とした場合の6ブロックに係る水産庁留保分は24トン

4. 「警報」や「操業自粛要請」について

- **ブロックごとに漁獲が上限の7割に達した段階で「注意報」、8割で「警報」、9割で「特別警報」、漁獲上限に達する前の9割5分で「操業自粛要請」**を都道府県を通じて漁業者に発出。併せて、**この旨を水産庁ホームページに掲載しプレスリリース**し、漁業者のみならず流通加工業者、消費者などに広く情報発信。



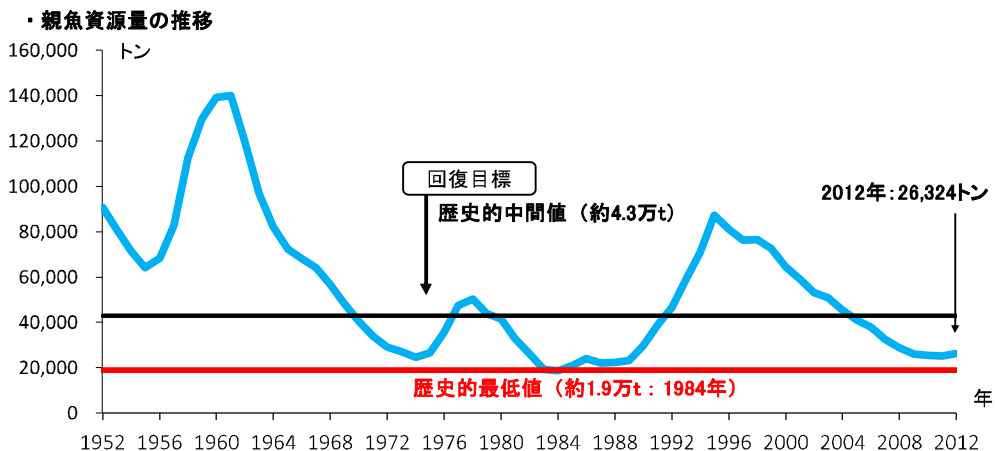
☆ブロックごとに・・・

区分	警報
漁獲上限の7割	注意報
〃 8割	警報
〃 9割	特別警報
上限に達する前(9割5分)	操業自粛要請(タイムラグを考慮)

(参考資料)

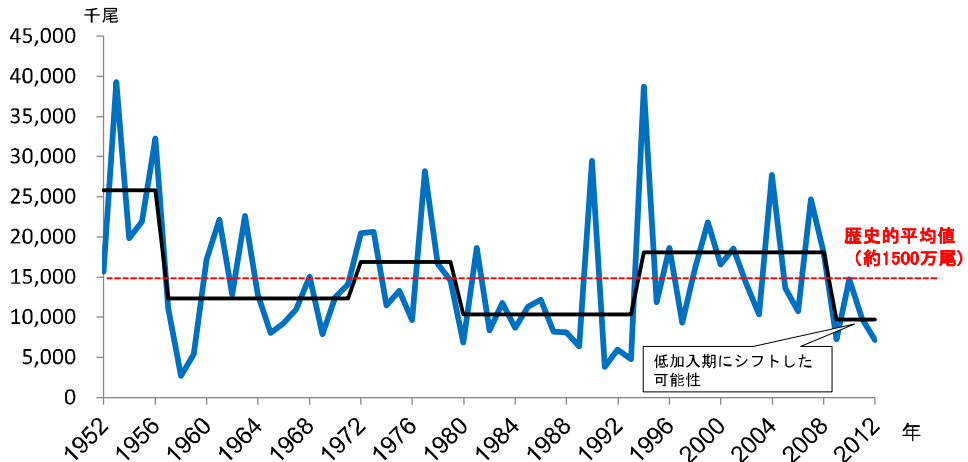
太平洋クロマグロの資源状況と回復目標について

- 平成24年(2012年)の親魚資源量は約2.6万トンで、歴史的最低水準(約1.9万トン)付近。
- 今回の資源管理の取組により現在の親魚資源量約2.6万トンを10年以内に歴史的中間値の約4.3万トンまで回復させることを目標。



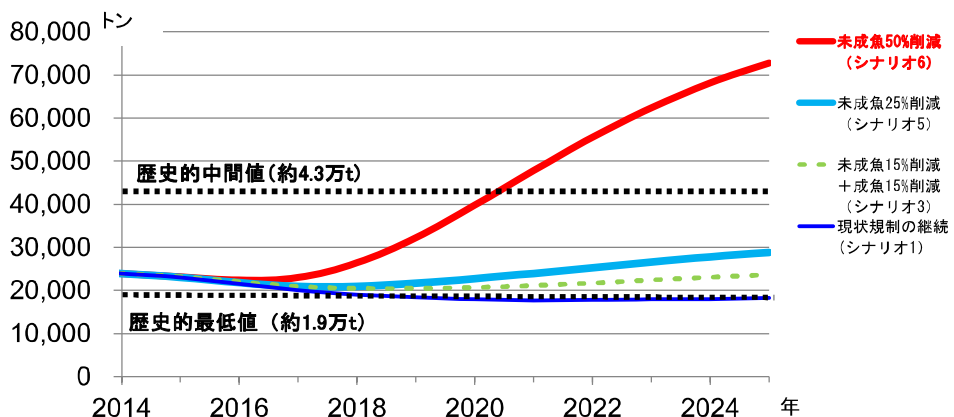
未成魚の加入(発生)状況

2012年の加入は、約712万尾で、過去(61年間)8番目の低水準。
直近5年間の平均値も、過去平均以下。



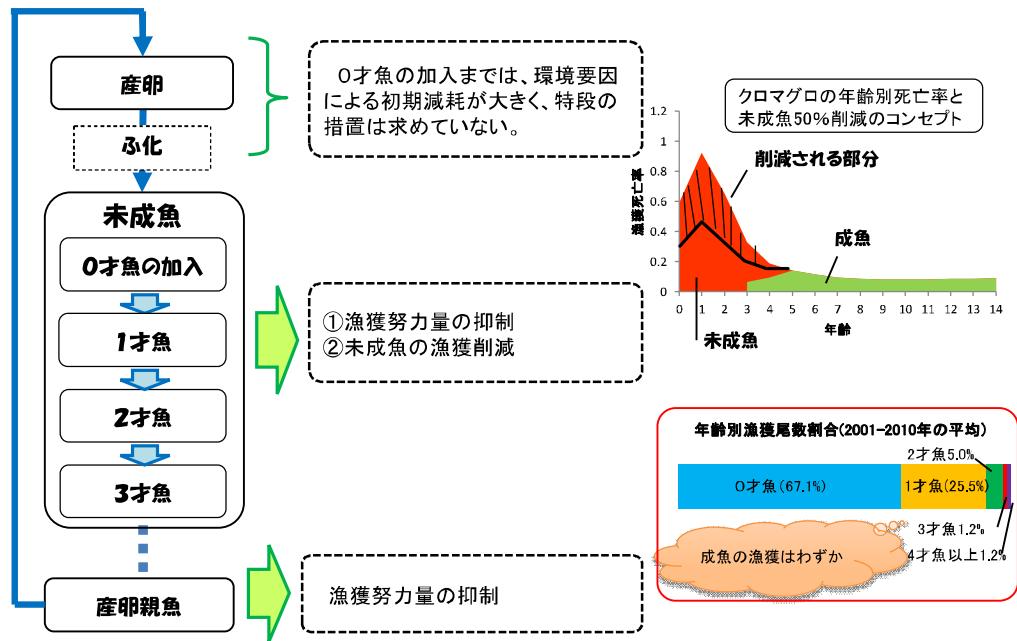
親魚資源量の将来予測

未成魚の50%削減以外は、10年以内に歴史的な中間値まで回復せず

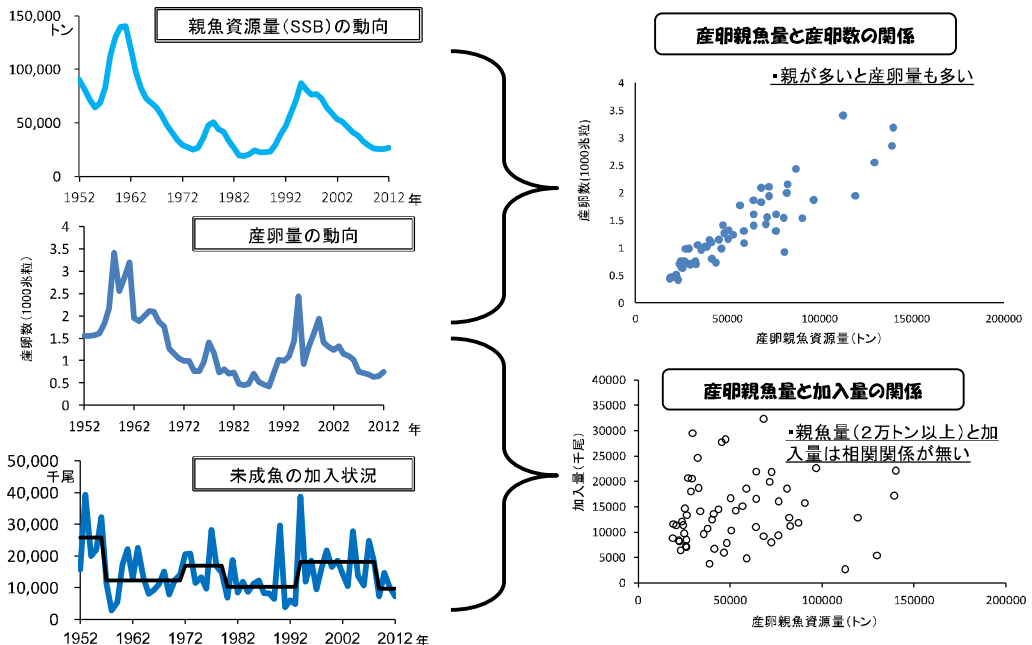


- ・上記のグラフは、シナリオごとの6千回のシミュレーション結果の中央値であり、計算結果の半数はこれよりも低い。
- ・加入レベルは、当初10年間は80年代の低レベル、その後は過去平均レベルを想定。
- ・2014年から10年以内(2024年まで)に歴史的な中間値を達成する確率は、未成魚25%削減の場合16%、未成魚50%削減の場合85%。

WCPFCの管理の考え方(目標:産卵親魚の増大)



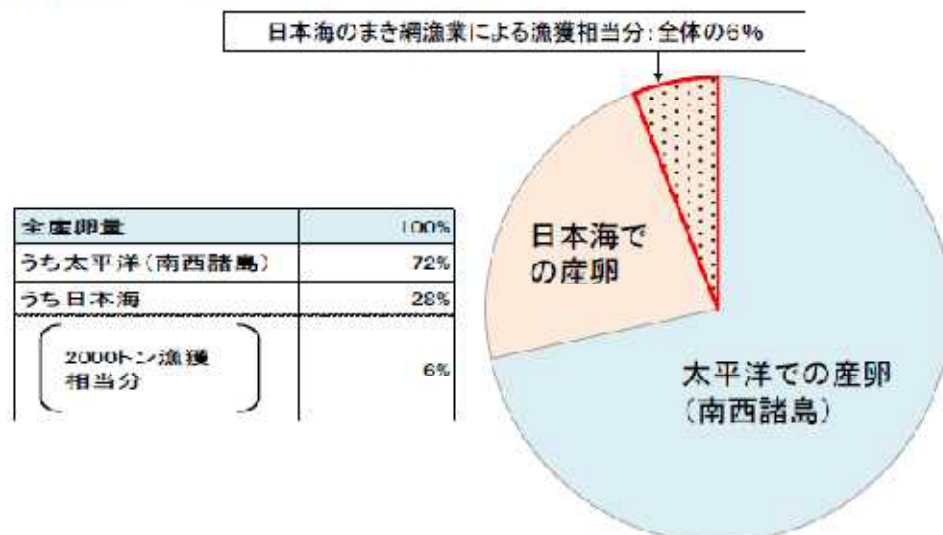
卵の数と未成魚の数



産卵量の関係

- 太平洋クロマグロの産卵量は、南西諸島で約7割、日本海で約3割。
- 日本海のみき網漁業が上限の2千トンを漁獲した場合、産卵量に与える影響は、全体の6%。

■日本海のみき網漁業により漁獲される産卵量の割合



太平洋クロマグロの国別漁獲状況

年	日本		韓国		台湾		メキシコ		米国		その他		合計		総計
	未成魚	成魚	未成魚	成魚	未成魚	成魚	未成魚	成魚	未成魚	成魚	未成魚	成魚	未成魚	成魚	
1994	6,165	9,021	50			559	51	14	822	232		2	7,088	9,828	16,916
1995	20,740	6,350	821			337	10	1	918	46		2	22,490	6,736	29,226
1996	9,480	4,527	102			956	3,482	218	4,470	279		4	17,534	5,985	23,519
1997	13,610	5,242	1,054			1,814	287	81	1,984	546		14	16,935	7,697	24,632
1998	7,049	4,142	188			1,910	1	0	1,923	542		20	9,161	6,614	15,775
1999	10,624	12,004	256			3,089	2,239	165	722	87		21	13,841	15,366	29,207
2000	15,445	9,132	2,401			2,782	2,902	216	1,024	72		21	21,772	12,223	33,995
2001	10,251	3,960	1,186			1,843	767	97	606	89		50	12,811	6,039	18,850
2002	9,309	4,877	932			1,527	1,366	344	555	162		66	12,162	6,976	19,138
2003	7,951	2,455	2,601			1,884	2,635	619	343	92		60	13,529	5,110	18,639
2004	6,785	7,314	773			1,717	6,375	2,519	40	20		77	13,973	11,648	25,620
2005	14,796	6,872	1,318			1,370	3,778	765	237	51		27	20,129	9,084	29,213
2006	9,828	4,350	1,012			1,150	8,791	1,136	89	9		24	19,719	6,670	26,389
2007	8,515	6,191	1,281			1,411	3,227	920	45	13		24	13,068	8,559	21,626
2008	11,879	5,836	1,743	123		981	3,706	701	75	19		24	17,402	7,685	25,087
2009	9,701	4,896	901	34		888	2,709	310	525	66		24	13,837	6,219	20,055
2010	5,500	2,787	1,128	68		409	5,731	2,015	95	28		24	12,454	5,331	17,785
2011	9,127	4,659	670	1		316	1,866	865	414	205		24	12,078	6,069	18,147
2012	3,815	2,468	1,406	16		213	5,290	1,398	516	144		24	11,017	4,253	15,270
02-04年の平均	8,015	4,882	1,435			1,709	3,458	1,161	312	91		67	13,221	7,911	21,133
02-04年の85%(▲15%)	6,813		1,220				2,940		266				11,238		
02-04年の50%(▲50%)	4,007		718				1,729		156				6,611		

※韓国及び台湾の2002年以降のデータは、それぞれのISCへの提出データ。韓国及び台湾の2001年以前のデータ、並びに日本、メキシコ、米国及びその他については、国際水産資源研究所による推定値。
 ※日本の未成魚・成魚の区分については、体重の場合、30kg未満=未成魚、30kg以上=成魚と区分、銘柄の場合、「ココワ」と「メジ」は未成魚で、「マグロ」や「シビ」は成魚と区分。

我が国の成魚・未成魚(30kg未満)別漁獲状況

トン

年	大型魚を漁獲するまき網				小型魚を漁獲するまき網				まき網全体		はえ縄(遠洋・近海)				はえ縄(沿岸)		はえ縄全体		曳き網・手釣り		竿釣り		定置網		その他		漁獲種類合計		総計
	太平洋		日本海		赤道以北		赤道以南		赤道以北		赤道以南		赤道以北		赤道以南		赤道以北		赤道以南		赤道以北		赤道以南		赤道以北		赤道以南		
	未成魚	成魚	未成魚	成魚	未成魚	成魚	未成魚	成魚	未成魚	成魚	未成魚	成魚	未成魚	成魚	未成魚	成魚	未成魚	成魚	未成魚	成魚	未成魚	成魚	未成魚	成魚	未成魚	成魚	未成魚	成魚	
	1994	126	6,522	594	766	912	7,219	238	20	966	1,226	4,111	182	637	522	344	54	6,195	9,027	15,189									
1995	30	4,801	490	13,575	13,311	5,298	107	10	571	398	4,778	270	1,594	239	487	99	20,740	6,350	27,091										
1996	2,480	2,601	450	2,104	4,393	3,061	123	9	778	300	3,640	94	898	251	265	316	5,430	4,527	14,008										
1997	2,323	2,806	708	7,015	9,338	3,314	142	12	1,158	1,312	2,740	34	866	138	333	478	13,813	5,242	18,852										
1998	716	1,670	326	2,676	3,392	1,869	169	10	1,054	1,268	2,876	85	403	471	291	409	7,049	4,142	11,191										
1999	1,280	9,747	579	4,554	5,347	10,226	127	17	1,000	1,174	3,440	35	902	195	398	309	10,924	12,004	22,928										
2000	900	6,546	747	3,283	6,193	7,263	121	7	652	958	5,217	102	701	424	230	450	15,445	9,132	24,577										
2001	586	2,513	239	4,481	5,068	2,552	53	6	728	797	3,466	130	1,241	125	297	486	10,251	3,960	14,212										
2002	193	3,151	599	4,981	5,174	3,729	47	5	784	340	2,607	39	1,008	32	422	210	8,308	4,877	14,186										
2003	183	200	571	4,612	4,395	774	95	12	1,152	1,249	2,000	44	648	191	205	241	7,951	2,455	10,407										
2004	143	2,692	2,100	3,323	3,405	4,792	231	9	1,816	1,955	2,445	132	660	235	82	432	6,795	7,314	14,099										
2005	155	162	3,594	3,783	6,338	3,879	107	14	1,818	1,938	3,633	549	1,509	573	167	38	14,796	6,875	21,698										
2006	1,352	260	2,012	5,206	6,500	2,262	63	11	1,050	1,131	1,800	100	991	430	200	496	9,020	4,350	14,170										
2007	124	718	2,123	3,875	3,308	2,841	83	8	2,004	2,096	2,823	236	1,142	331	316	893	6,515	6,181	14,706										
2008	1	0	3,028	7,192	7,193	3,028	19	8	1,478	1,503	2,377	64	1,739	619	506	689	11,879	6,836	17,715										
2009	33	765	1,299	5,950	5,383	2,064	8	7	1,304	1,318	2,003	50	1,274	392	392	521	9,701	4,886	14,588										
2010	49	21	1,052	2,620	2,309	1,072	5	6	900	915	1,503	83	942	205	324	595	5,500	2,767	8,237										
2011	16	303	1,906	8,113	6,129	2,211	9	11	933	954	1,820	83	905	1,052	211	443	5,127	4,859	13,736										
2012	3	158	841	1,418	1,423	1,039			854	594	570	113	1,273	497	437	343	3,815	7,469	6,233										
02-14年の平均	173	2,008	1,080	4,372	4,945	3,056	121	9	1,167	1,317	2,371	92	772	173	236	284	8,015	4,867	12,897										

※国際水産資源研究所による推定値。
 ※日本の未成魚・成魚の区分については、体重の場合、30kg未満=未成魚、30kg以上=成魚と区分、銘柄の場合、「ヨコワ」と「メジ」は未成魚で、「マダロ」や「シビ」は成魚と区分。

これまで我が国が導入してきた管理措置

(1) 総括表

		措置の内容	2010年度 (22年度)	2011年度 (23年度)	2012年度 (24年度)	2013年度 (25年度)	2014年度 (26年度)	
漁業管理	沿岸漁業	定置漁業の免許数抑制	10年1月					
		曳き網漁業等の自由漁業	届出制移行、漁獲実績報告の義務化		11年7月～(日本海・九州西)、12年7月～(太平洋、瀬戸内海)			
			承認制移行、漁獲実績報告の義務化				14年4月～(全海区)	
		沖合漁業	まき網漁業の成魚管理(九州西・日本海及び太平洋)		5,000トン/年 11年4月			4,250トン(2014年)
	まき網漁業の成魚管理(日本海)			2,000トン/年 11年4月				
	養殖業	クロマゴロ養殖場の登録制、養殖実績報告の義務化	11年1月					
		養殖実績の公表	11年1月	12年1月	12年3月		(以降、毎年同様に実施) 収集・公表	
養殖場拡大防止の大臣指示					12年10月			
輸入管理	韓国産クロマゴロ	輸入情報収集	10年1月					
		輸入業者等への輸入増大抑制の協力要請		11年1月				
	メキシコ産クロマゴロ	輸入情報収集		11年2月				
		輸入業者等への輸入増大抑制の協力要請			11年9月			

(2) 沖合漁業の管理強化(大中型まき網漁業)

WCPFCの保存管理措置に基づいて実施しているもの

○未成魚(30kg未満)

九州西・日本海及び太平洋における大中型まき網漁業による年間の総漁獲量を以下の数量未満に制限。

2011～2013年 : **5,000トン未満** (05-09年比約22%削減)

2014年 : **4,250トン未満** (05-09年比約34%削減)

【平均漁獲量】

2002-04年平均 : 5,000トン

2005-09年平均 : 6,435トン

【漁獲実績】

2011年実績 : 4,254トン

2012年実績 : 3,234トン

2013年実績 : 1,649トン

WCPFCの保存管理措置とは別に追加的に実施しているもの

○成魚(30kg以上)

日本海における大中型まき網漁業による産卵期(6～8月)の総漁獲量を**2,000トン未満**に制限。

(05-09年比約13%削減)

【平均漁獲量】

2002-04年平均 : 1,100トン

2005-09年平均 : 2,300トン

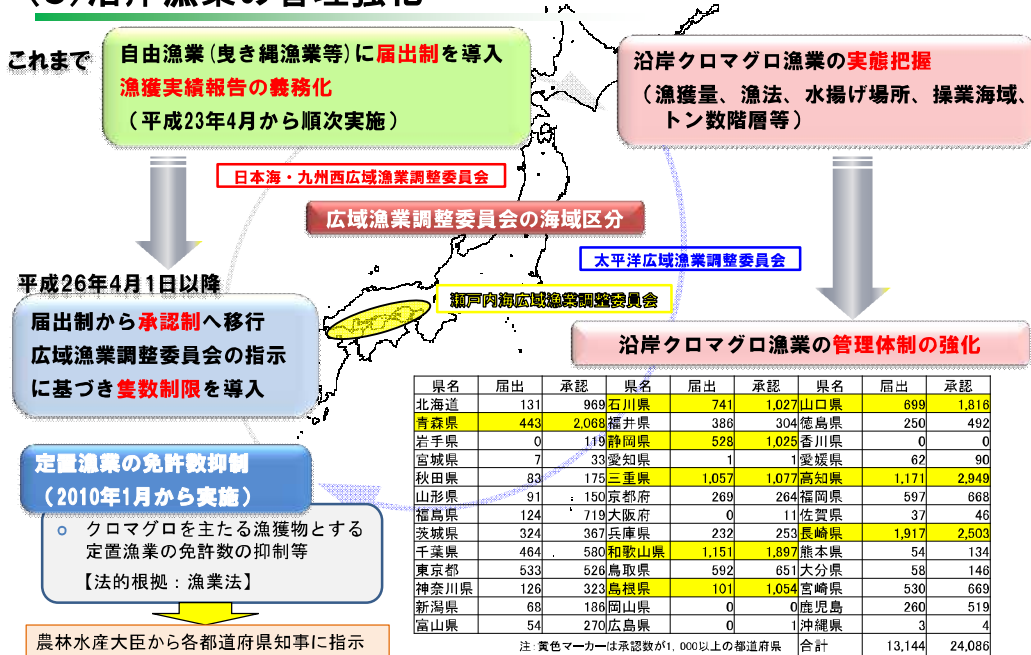
【漁獲実績】

2011年実績 : 1,796トン

2012年実績 : 702トン

2013年実績 : 1,560トン

(3) 沿岸漁業の管理強化



※対象漁業、提出書類及び漁獲実績報告書は基本的に届出制と同様【法的根拠：漁業法（広域漁業調整委員会指示）】

沿岸くろまぐろ漁業の承認制について

1. 導入までの経過

- (1) 中西部太平洋まぐろ類委員会 (WCPFC) は、2014年の保存管理措置として、未成魚を2002-2004年の平均漁獲量 (8,015トン) から15%削減 (6,813トン) することで合意。
- (2) 未成魚を多く漁獲するひき縄や釣りなどの沿岸漁業については、漁獲量管理は技術的に困難であることから、漁獲努力量 (隻数) を制限する方針で、隻数管理を実施。委員会指示第23号を発動し、届出制から承認制へと移行 (H26.4.1~)。

2. 導入後の情勢の変化

- (1) WCPFCは、2015年の保存管理措置として、未成魚を2002-2004年の平均漁獲量 (8,015トン) から半減 (4,007トン) させることで合意する見通し。
- (2) これを受け、沿岸漁業等についても、2,007トンを上限として未成魚の漁獲量管理に取り組むことと方針転換し、全国レベルで関係者 (都道府県、漁協、漁業者) の協力を仰ぎつつ、漁獲モニタリングを開始。

3. 現状の整理

- (1) 着実に資源を回復させるため、厳格な漁獲量管理が求められている状況。
- (2) 24,000隻に及ぶ沿岸くろまぐろ漁業において、漁獲モニタリングを着実に実施するためには、承認制による管理体制の堅持と適時的確な漁獲成績の報告が重要。
- (3) ISCによる資源評価の更新は平成28年に予定され、それまでの間、今般の資源評価を踏まえた保存管理措置が維持される見込み。

4. 対応方針

- (1) 現行の承認制を踏襲しつつ、漁獲モニタリングの実施体制と整合するよう、指示内容を見直し。
- (2) 情勢の変化に伴い、漁獲モニタリングの実施に係る関係者の事務負担が急増していることから、承認制に伴う事務負担を極力軽減。
- (3) 当分の間、現行の承認隻数を上限とし、今後、操業実績等を整理した上で、必要に応じて隻数削減などの措置を検討。

5. 委員会指示第41号の概要

- (1) 現行の委員会指示第37号で承認を受けた者に限り、引き続き操業を承認。
 - ・ 新規承認は行わず、承認上限隻数を維持。既存の承認者をみなし規定で引き続き承認し、再度の申請を要せずに承認証を交付。
- (2) 漁獲モニタリングの実施に対応し、引き続き漁獲実績報告書の提出を義務付け。
 - ・ 報告方法等の詳細は別に定めることとし、漁獲モニタリングの運用の変更 (頻度の増など) にも柔軟に対応。
- (3) 承認の有効期間を現行の1年から2年に延長
 - ・ 有効期間は、ISCの資源評価更新年次 (平成28年) までとする。